

第 6 3 号議案

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 8 月 2 6 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改
正する条例

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年豊
川市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第 2（第 4 条関係）				別表第 2（第 4 条関係）			
機関		事務		機関		事務	
特定個人情報				特定個人情報			
1 ～ 5（略）				1 ～ 5（略）			
6	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、 <u>被保護者健康管理支援事業の実施</u> 、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	6	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給_____ _____ _____ 、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)

7～11 (略)			
12	市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による <u>避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書</u> の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
13～29 (略)			

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、 <u>被保護者健康管理支援事業の実施</u> 、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定め	教育委員会	(略)

7～11 (略)			
12	市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による_____	(略)
13～29 (略)			

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給_____、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定め	教育委員会	(略)

		るもの					るもの		
2	～	4	(略)		2	～	4	(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。